議会基本条例とステップアップ市民会議の関係

議会基本条例（平成21年4月1日施行）

議会の活動原則

①政策決定・監視・評価

②政策立案・提言

③説明責任・市民参加

④市民意見の把握・反映

議員の活動原則

①自由討議

②資質向上

③説明責任

活動原則に基づく取組

市民と議会の関係

・会議の公開

・市民との意見交換の場の設置

・議会報告会の開催

行政と議会の関係

・行政の事務執行を監視・評価

・市長等の反問権を付与

・条例制定、議案修正等による政策立案・提言　等

議会の運営

・公正、公平、効率的な議会運営

・議長、副議長選出の際の情報公開

・移動委員会の開催　等

取組を補完する事項

政策立案機能の強化
「政策討論会の開催」

政務調査費の適正執行

議員定数・政治倫理

ステップアップ市民会議委員

①活動原則に基づく取組が実行されているか。

②意見・提言が議会活動、議会運営に反映されているか。

議会傍聴等でチェック

さらに　ステップアップ市民会議で意見・提言